

令和6年度
道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局
長野国道事務所

目 次

1. 管理方針	2
2. 管理計画	
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	7
(2) 道路清掃	8
(3) 除草	9
(4) 剪定	10
(5) 応急処理等	10
(6) 設備点検	11
(7) 除雪	11
4. 老朽化対策	
(1) 橋梁点検	14
(2) 橋梁補修	14
(3) トンネル点検・補修	14
(4) 舗装	14
(5) 道路附属物等	14
5. 防災・震災対策	
(1) 防災対策及び定期点検	14
(2) 防雪	14
6. ICT・AI等の新技術活用	
(1) 現在の取り組み	15
(2) 今後の取り組み予定	15
7. その他	
(1) 事前通行規制区間の体制	16
(2) 冠水対策	17
(3) 窓口業務	17
(4) その他	18
(5) 問い合わせ先	18

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の一般国道及び高速自動車国道（新直轄区間）を管理しています。

関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積、首都中枢機能を担っています。その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中枢的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト削減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

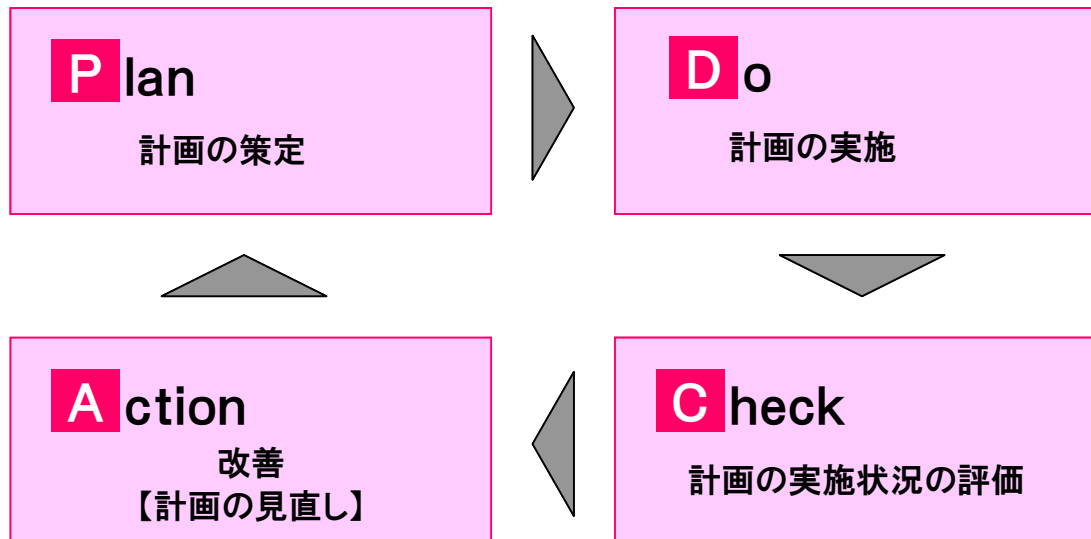
道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan（計画） …「道路維持管理計画」を策定します。
Do（実施） …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。
Check（評価） …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。
Action（改善） …執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

1) 管理路線

長野国道事務所では、長野県内の国道18号及び中部横断自動車道を上田出張所、国道18号、国道19号を長野出張所、国道19号を信州新町出張所、国道19号、国道20号を松本国道出張所、国道20号を岡谷維持修繕出張所と、5つの出張所で道路の維持管理を行っております。各出張所の管理区間等は、次表のとおりです。

担当	路線名	延長 (km)		管理区間		車線数 (交通量:百台／日)
上田 出張所	18号	53.21	65.5	起点	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田釜戸山下1046番2	2車線
				終点	埴科郡坂城町大字坂城字刈屋665番2	(98～242)
	18号 (上田バイパス)	7.451		起点	上田市国分字上沖80番9	2車線
				終点	上田市上塩尻字横堰171番3	(120～197)
	18号 (上田坂城バイパス)	4.873		起点	上田市上塩尻字横堰171番3	2車線
				終点	埴科郡坂城町大字南条字外川原7717番28	(98～141)
長野 出張所	18号	59.99	70.3	起点	埴科郡坂城町大字坂城字刈屋665番2	2～4車線
				終点	上水内郡信濃町大字野尻字赤川3621番5	(57～502)
	18号 (坂城更埴バイパス)	2.760		起点	千曲市大字八幡字東條5495番3	2車線
				終点	千曲市大字稲荷山字境無3853番6	(67)
	18号 (長野東バイパス)	2.371		起点	長野市大字北長池字新田376番2	2車線
				終点	長野市大字柳原字東園2081番13	(92)
	18号 (野尻バイパス)	0.742		起点	上水内郡信濃町大字柏原字毛なし2337番7	2車線
				終点	上水内郡信濃町大字野尻字貫ノ木1485番13	(10～52)
信州新町 出張所	19号	39.8	46.7	起点	東筑摩郡生坂村大字東広津字金戸14193番3	2車線
				終点	長野市中御所町4丁目12番	(23～157)
	19号 (長野南バイパス)	6.861		起点	長野市篠ノ井小松原字裏山3560番9	2～4車線
				終点	長野市青木島町大塚字宿313番1	(62～113)
松本国道 出張所	19号	42.78	51.4	起点	塩尻市大門泉町1200番6	2～4車線
				終点	東筑摩郡生坂村大字東広津字金戸14193番3	(62～194)
	20号	8.639		起点	塩尻市大字旧塩尻字東山1410番2	2～4車線
				終点	塩尻市大門泉町1200番6	(209)
岡谷 維持 修繕 出張所	20号	39.94	46.1	起点	諏訪郡富士見町落合字加藤202番	2車線
				終点	岡谷市字西山1723番43	(64～213)
	20号 (諏訪バイパス)	3.188		起点	茅野市宮川字下河原3926番6	2車線
				終点	諏訪市大字四賀字庄ノ田通2348番2	(126～133)
	20号 (下諏訪岡谷バイパス)	2.947		起点	岡谷市長地鎮二丁目3801番1	2車線
				終点	岡谷市今井字堤下1670番2	(89～103)
中部横断 自動車道 出張所	【E52】 中部横断自動車道	22.64	22.6	起点	南佐久郡佐久穂町大字千代里5239番	2車線
				終点	小諸市大字御影新田字野火付428番1	(65～161)
総合計		302.599				

※交通量(R3道路交通センサス)

2) 事前通行規制区間

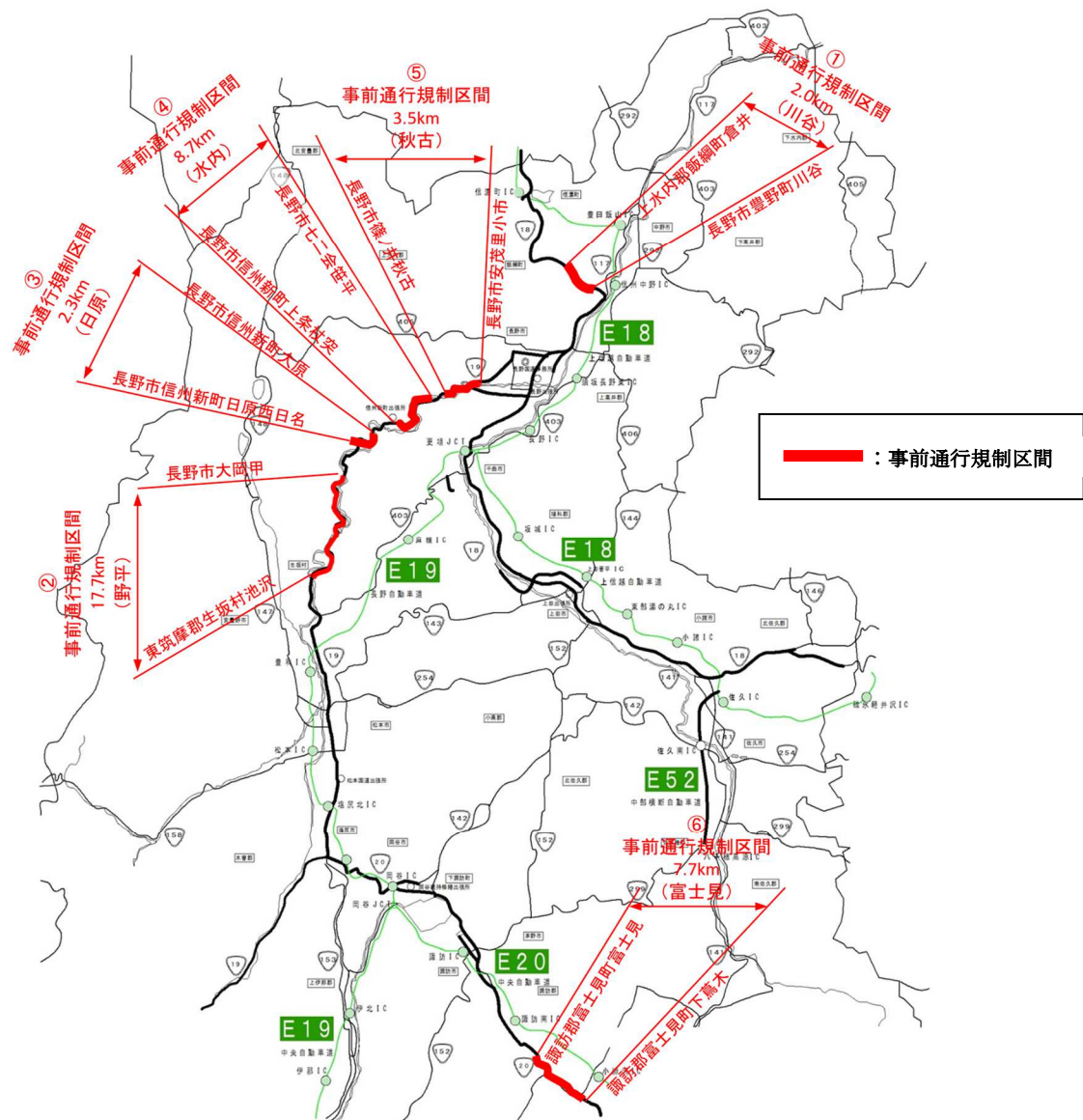
長野国道事務所では、国道18号に1箇所、国道19号に4箇所、国道20号に1箇所の合計6箇所の事前通行規制区間を所管しており、事前通行規制の解消に向け、防災対策事業を推進しています。

番号	路線名	規制区間名	規制区間	規制延長 (km)	※規制基準値 (連続mm)	通行規制要因
①	国道18号	川谷	自) 長野市豊野町川谷 至) 上水内郡飯綱町倉井	2.0	150	土砂崩落
②	国道19号	野平	自) 東筑摩郡生坂村池沢 至) 長野市大岡甲	17.7	130	洗掘、落石、土砂崩落
③	国道19号	日原	自) 長野市信州新町日名 至) 長野市信州新町大原	2.3	130	洗掘、落石、土砂崩落
④	国道19号	水内	自) 長野市信州新町杖突 至) 長野市七会笹平	8.7	130	洗掘、落石、土砂崩落
⑤	国道19号	秋古	自) 長野市篠ノ井秋古 至) 長野市小市	3.5	130	洗掘、落石、土砂崩落
⑥	国道20号	富士見	自) 諏訪郡富士見町下葛木 至) 諏訪郡富士見町富士見	7.7	150	土砂崩落、落石

※規制基準値

規制基準値とは、通行規制区間毎に定めている通行規制を開始する雨量をいいます。降り始めからの連続した降雨量の累計が規制基準値に達すると、通行止めとなります。

◆管理概要図



3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を確認するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に行うものです。

2) 実施方針及び頻度

i) 一般国道

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所確認のため、原則として平均交通量が5万代／日以上は1日に1回、それ以外は2日に1回道路巡回により実施します。巡回は主に道路パトロールカー等により目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認します。なお、支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、1回／年実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



〈路面段差確認〉



〈防護柵損傷確認〉

ii) 直轄高速（中部横断自動車道）

- ・通常巡回は、車道及び道路附属物など異状箇所確認並びに交通の状況確認のため、原則として1日に3回の頻度で実施します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、1回／年実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる道路上の落葉等堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

通行車両に対する安全性の確保、走行の快適性や沿道環境の向上を目的に、下記清掃回数を目安として実施します。(機械清掃)

路線	路面清掃箇所		清掃回数 (回/年)	備考
	地点	地点		
国道 18 号	北佐久郡軽井沢町軽井沢	上水内郡信濃町野尻	1	80km
	小諸市大字平原	上田市秋和	6	39km
	長野市青木島町大塚	長野市大字柳原	6	10km
国道 19 号	松本市大字島内	長野市大字安茂里	1	65km
	塩尻市大字広丘高出	松本市大字島内	6	15km
	長野市大字安茂里	長野市大字高田	6	14km
国道 20 号	諏訪郡富士見町下蔦木	塩尻市大字広丘高出	1	39km
	茅野市宮川	岡谷市今井	6	15km
中部横断自動車道	小諸市御影新田	佐久市桜井	6	8km



〈路面清掃（機械）〉

・歩道清掃

歩行者等の通行の安全性を確保するため、街路樹等からの落葉等の除去を目的に実施します。(人力清掃)

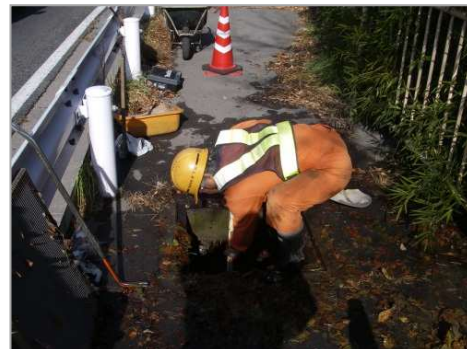
路線	歩道清掃箇所		清掃回数 (回/年)	備考
	地点	地点		
国道 18 号	北佐久郡軽井沢町	上水内郡信濃町	1	
国道 19 号	塩尻市	長野市	1	
国道 20 号	諏訪郡富士見町	塩尻市	1	



〈歩道清掃（人力）〉

・排水構造物清掃

土砂の堆積等による通水阻害の防止を目的に、通水阻害箇所を抽出した上で、年に1回を目安に実施します。



〈排水構造物清掃〉

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、除草すべき箇所を抽出した上で実施します。



〈除草〉

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木や低木などについて、樹種等に応じて剪定時期を設定し植栽管理を行います。

路線	樹種	高・中低木	回数	備考
国道 19 号	ケヤキ	高木	1 回／3 年	
国道 18 号	マサキ	中低木	1 回／年	



〈高木剪定〉



〈中低木剪定〉

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行うものです。

2) 実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修（ポットホール）〉



〈事故処理〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈道路排水設備〉



〈トンネル換気設備〉

(7) 除雪

1) 目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪作業や凍結防止作業などを行うものです。

2) 実施方針

・車道除雪

降雪量が5～10cm程度を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し交通に支障をきたす箇所について行います。



〈新雪除雪〉
(国道18号上水内郡信濃町)



〈運搬排雪〉
(国道18号上水内郡信濃町)

・歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたす箇所について行います。



〈歩道除雪(生活道路)〉



〈歩道除雪(通学路)〉

(国道 18 号上水内郡信濃町)

・凍結防止剤散布

路面凍結の恐れがある場合には以下の区間において凍結防止剤を散布します。

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆局部的に日陰となる区間
- ◆前後区間に対し、幅員が狭小な区間
- ◆トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入り口
- ◆信号交差点や横断歩道
- ◆その他必要とされる箇所
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆橋梁区間
- ◆交通事故多発箇所



〈凍結防止剤散布〉

(国道 18 号上水内郡信濃町)



(国道 19 号長野市)

3) 大雪時の対応について

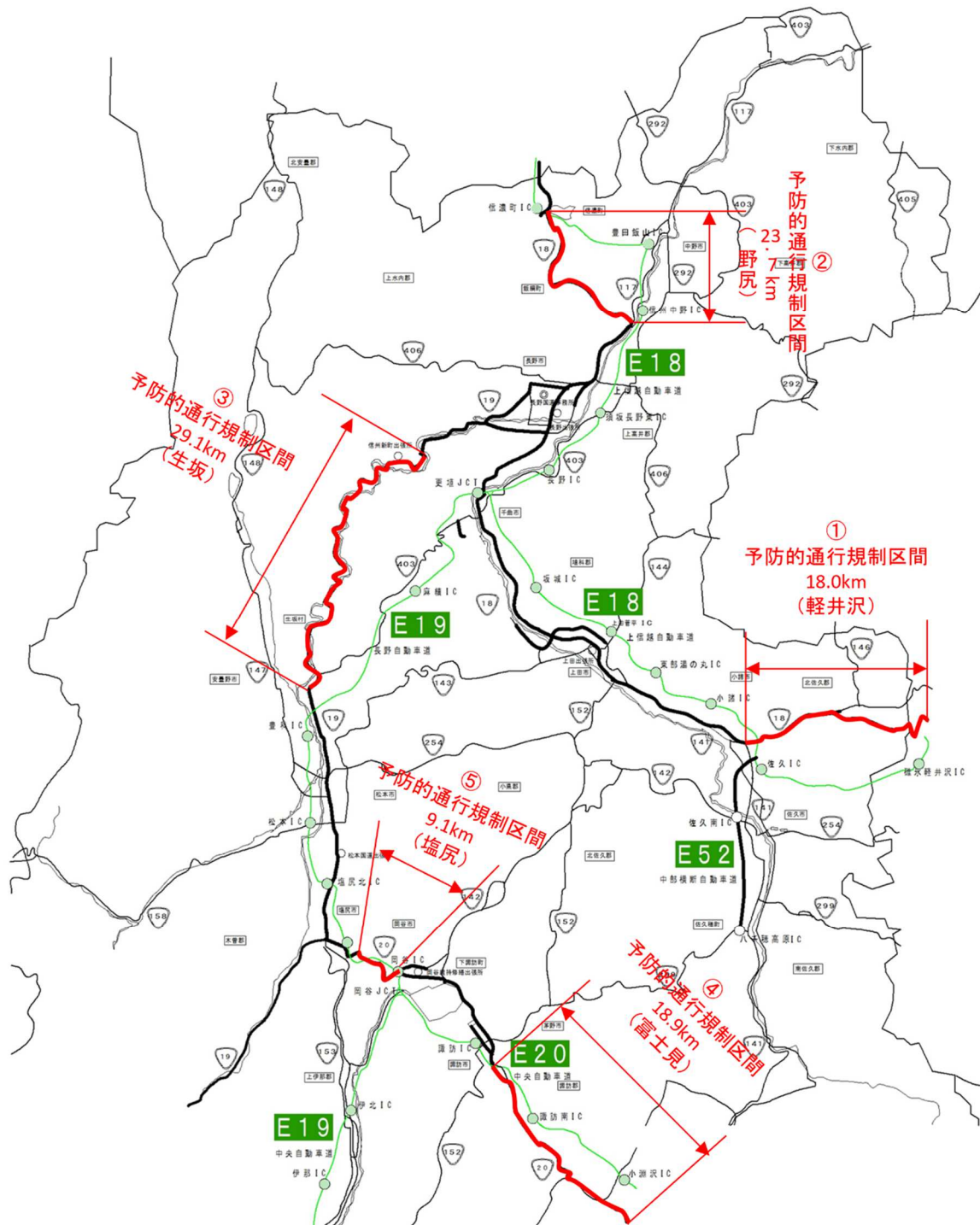
大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ（令和 3 年 3 月）を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に務めます。

また、大雪時に急な上り坂などで立ち往生が起こりやすい区間を「予防的通行規制区間」として指定しています。立ち往生等により交通障害が拡大するおそれがある場合、早い段階で通行止めを行い、集中的・効率的な除雪作業を実施してまいります。

・ 予防的通行規制区間

番号	路線	地区名	区間延長(km)
①	国道 18 号	軽井沢地区	18.0
②	国道 18 号	野尻地区	23.7
③	国道 19 号	生坂地区	29.1
④	国道 20 号	富士見地区	18.9
⑤	国道 20 号	塩尻地区	9.1

◆管理概要図



4. 老朽化対策

(1) 橋梁点検

「橋梁定期点検要領」及び「橋梁における第三者被害予防措置要領」に基づき、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害を防止するため、点検を行います。

(2) 橋梁補修

道路橋の健全度を把握するために定期的な橋梁点検を行っており、この点検結果に基づき、大規模な修繕や架替等の更新に至る前に、予防的な補修工事を行います。

(3) トンネル点検・補修

「道路トンネル定期点検要領」に基づき、道路トンネルの異状・変状を把握、診断し、安全で円滑な交通の確保、第三者への被害を防止するための必要な措置を講じ、効率的なトンネルの維持管理を行います。

(4) 舗装

道路交通の安全や走行性を確保するため、「舗装点検要領」に基づく調査を行うとともに、傷んだ舗装の舗装補修を行う予定です。

(5) 道路附属物等

大型カルバート、横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づき点検を行い、変状を早期に発見し、沿道や道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止するための必要な措置を講じることで、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

長野国道事務所の橋梁、トンネル等の点検結果「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」

<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

5. 防災・震災対策

(1) 防災対策及び定期点検

管内の厳しい自然・地形条件の下で災害や第三者被害の未然防止を図るため、「道路土工構造物点検要領」に基づく点検や防災カルテ点検等の定期的点検を行い、必要に応じ、応急的な措置を適宜実施するとともに、地すべりや落石の危険性の高い箇所に観測機器を設置して常時監視を行います。

(2) 防雪

冬期の積雪時でも歩行者が安心して歩ける空間の確保を目的として、商業施設や官公庁施設等が集積し、さらに通学路指定されている歩道融雪設備の維持管理を行っています。



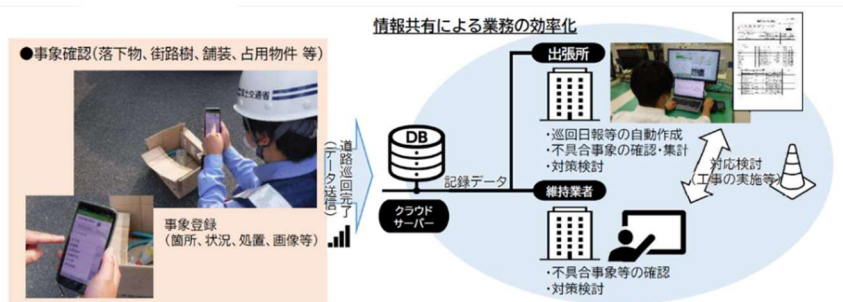
〈歩道融雪設備整備〉

6. ICT・AI等の新技術活用

(1) 現在の取り組み

1) 道路巡回の効率化・高度化

道路巡回時の点検情報をスマートフォンから道路巡回システムに登録し、巡回日誌等の自動作成や維持業者との情報共有の合理化を図る事で、道路巡回の効率化・高度化に取り組んでいます。

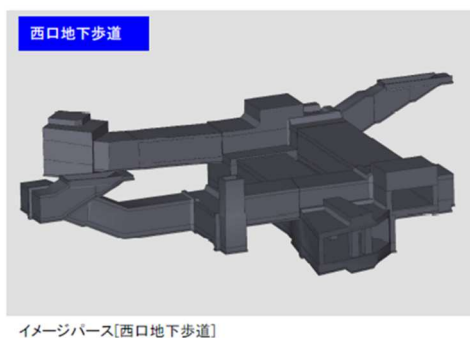


(2) 今後の取り組み予定

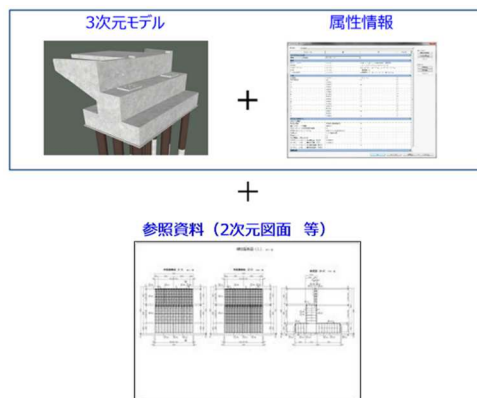
関東地方整備局インフラDX推進本部等での検討結果も踏まえ、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めていきます。

1) BIM/CIMモデルを活用した維持管理の効率化

BIM/CIMモデルを活用し、道路構造物等に属性情報(部材の規格や出来形等)を付与し、その情報を維持管理時の資料検索の効率化や不可視部分の把握等に活用する事を検討します。



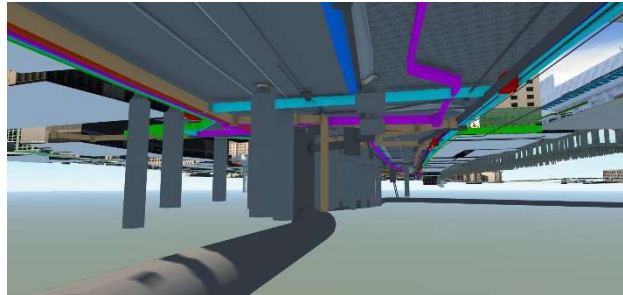
イメージベース[西口地下歩道]



属性情報付与のイメージ

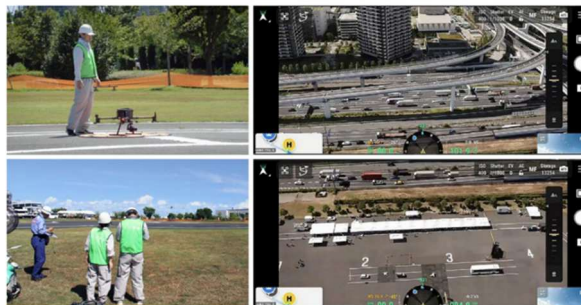
2) 地下埋設物件等の位置情報のデジタル化

BIM/CIMモデルを活用し、地下埋設物件等の位置情報のデジタル化を検討します。また、事業の完成後の維持管理等において、そのBIM/CIMモデルを用いて地下埋設物の不可視部分の確認作業の軽減や効率化など図る事を検討します。



3) ドローンによる被災状況調査

地震等の発災後短時間で被災状況を把握するためにドローンの活用を検討します。



(左上)撮影用ドローン、(左下)飛行体制、(右上)ドローン映像(国道357号、首都高速有明JCT)、(右下)ドローン映像(国道357号(画面上側)、訓練会場内の放置車両・ガレキ)

空撮用ドローンのカメラ映像の伝送訓練

4) A I カメラを活用したスタッドレスタイヤ自動判別システム

A I カメラが撮影した通行車両のタイヤ画像を、瞬時にスタッドレスタイヤ画像と照合し、スタッドレスタイヤを装着しているかどうかを自動判別するシステムの活用を検討します。

7. その他

(1) 事前通行規制区間の体制

連続雨量150mm又は130mmで下記の区間について、土砂災害等の危険性があることから事前に通行止めとします。

1) 連続雨量150mmで事前規制区間

- ・国道18号 長野市豊野町川谷(138.0k p)～上水内郡飯綱町倉井(140.0k p) L=2.0km
- ・国道20号 諏訪郡富士見町下蔦木(173.3k p)～諏訪郡富士見町富士見(181.0k p) L=7.7km

2) 連続雨量130mmで事前通行規制区間

- ・国道19号 東筑摩郡生坂村池沢(217.0k p)～長野市大岡甲(236.9k p) L=17.7km
- ・長野市信州新町日名(239.2k p)～長野市信州新町大原(241.5k p) L=2.3km
- ・長野市信州新町杖突(246.5k p)～長野市七二会笹平(255.2k p) L=8.7km
- ・長野市篠ノ井秋古(258.3k p)～長野市小市(261.8k p) L=3.5km

(2) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を行っています。

- ①冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ②警報装置、監視装置の設置
- ③パトロールの強化(時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施)

(3) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況(構造)を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務(道路法第24条)
道路管理者以外の者が行う道路工事(自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等)の承認業務。
- ・道路の占用に関する事務(道路法第32条)
道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務。
- ・道路損傷に関する業務(道路法第22・58条)
附属物(ガードレール、標識、植栽等)、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務。
- ・特殊車両に対する規制(道路法第47条)
特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務。

(4) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）をインターネットで受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

U R L <https://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/form/index.html>
(24時間受付)

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

また、LINEアプリでも通報をすることができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。



スマートフォンアプリケーション「LINE」に
「国土交通省道路緊急ダイヤル（#9910）」の
友だち追加をしてご利用ください。
(友だち追加は二次元コード読み取りからも可能)

- ・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

U R L <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>
X https://x.com/mlit_nagano/

- ・ホームページ

長野国道事務所	U R L	http://www.ktr.mlit.go.jp/nagano
関東地方整備局	U R L	http://www.ktr.mlit.go.jp/

(5) 問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所

電話番号 026-264-7008（管理第二課直通）